

5 東彼杵町企業管理規程第4号

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する規程をここに公布する。

令和5年12月12日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）第20条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(処理施設の技術的保守)

第2条 処理施設の機能を維持するため、条例第5条の規定により技術的保守業務を委託することができるものは次の各号に定めるものとする。

- (1) 水質検査
- (2) 機械類の点検、補修
- (3) 汚泥の引き抜き
- (4) 人工ろ材の洗浄等
- (5) その他保守上の必要な処理

(排水設備の接続の方法)

第3条 排水設備の接続の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 取付管と排水管の管底高に食い違いを生じないようにすること。
- (2) 宅地汚水枡の内壁に、排水管が突出しないよう取り付け、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(排水設備の設置及び構造の基準)

第4条 排水設備の設置及び構造の基準は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 管渠

ア 管渠の構造は、暗渠式とする。

イ 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き100分の1以上とする。

ウ 管渠の土かぶりは、道路内にあつては50センチメートル以上とし、建築物の敷地内では20センチメートル以上を標準とする。

(2) 枡又はマンホール

ア 暗渠の起点、終点、集合点及び屈曲又は、内径若しくは種類を異にする暗渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所には、枡又はマンホールを設置しなければならない。ただし、掃除又は検査の容易な場所には枝付け管又は曲管を用いることができる。

イ 暗渠の直線部には、その内径の120倍以内の間隔に柵又はマンホールを設置しなければならない。

ウ 柵又はマンホールの底部は、集合又は接続する管渠の内径に応じてインバートを設けなければならない。

エ 柵又はマンホールは密閉蓋を設けなければならない。

(3) ごみよけ装置 排水設備の流通を妨げる固形物（し尿を除く）を排出する箇所には必要な目幅をもった耐久性のあるごみよけ装置を取り付けなければならない。

(4) 防臭装置 暗渠の終点付近、その他必要な箇所には防臭装置を設けなければならない。防臭装置は、容易に内部を検査又は掃除し得るような構造にしなければならない。

(5) 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けなければならない。

(6) 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。

(7) 地下室、その他水の自然流下が十分でない場所にはポンプ装置を設けること。

(8) 材料及び構造 管渠その他附属設備は、硬質塩化ビニール管、コンクリートその他耐水性のものをを用い、不浸透耐久構造にしなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第5条 条例第6条第1項の規定により、新設等の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認（変更）申請書（様式第1号）及び付表に次の各号に掲げる図書を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 平面図及び立面図

(3) 他人の土地又は、排水設備を使用しようとするときは、その同意書

2 前項の規定により、確認を受けた後、計画の変更をしようとする者も前項の規定と同様とする。

(指定業者の指定及び登録更新)

第6条 条例第8条第1項の規定により、排水設備の工事に関し指定する業者は、次に定めるところによる。

(1) 指定を受けようとする業者は、登録の申請をして管理者の審査を受けなければならない。

(2) 指定する業者は、別に定める指定有効期間ごとに本町に登録しなければならない。

(3) 登録の申請に必要な事項は次のとおりである。

ア 責任技術者の証明

イ その他管理者が必要と認めた事項

(排水設備の工事の完成届)

第7条 条例第9条の規定による届出は、工事が完了した日から5日以内に工事完成届(様式第2号)を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

(施設の使用開始、休止、変更等の届出)

第8条 条例第10条第1項及び第2項による届出は、上下水道使用異動届(様式第3号)による。

2 前項の届出は、施設の使用等に変更が生じた日から7日以内に管理者に提出しなければならない。

(使用量の算定方法)

第9条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

2 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とし、数量の算定方法については、東彼杵町水道事業給水条例(平成10年条例第5号)に準ずる。

3 水道水以外の水を使用した場合及び水道水以外の水と水道水を併用して使用した場合は、その使用水量を次の各号に定める基準に基づき汚水排除量を認定する。

(1) 家庭用に地下水等を使用する場合

ア 量水器の設備がある場合は、その指針により算定する。

イ 量水器の設備がない場合であって、地下水等のみを使用する場合は1箇月につき1人当たり6立方メートルとする。

ウ 量水器の設備がない場合であって、水道水と併用する場合は、1箇月につき1人当たり3立方メートルを水道使用量に加算する。

(2) 業務用等に地下水等を使用する場合

ア 量水器の設備がある場合は、その指針により算定する。

イ ポンプ専用の積算電力計がある場合は、その使用電力量を基にしてポンプの揚水能力等により認定する。

ウ 量水器及び積算電力計がない場合は、ポンプの性能書及び使用状況により、1日平均運転時間を定めて認定する。

4 前項の規定により認定した汚水排除量は、当年度末日まで固定するものとする。ただし、認定した事項に変更が生じた場合は、使用者は速やかにその旨を管理者に届けなければならない。

らない。

(使用料の徴収及び軽微な維持管理の委託)

第10条 管理者は、条例第5条に規定する管理の一部及び、条例第12条に規定する使用料の徴収を処理区域内に居住する使用者で構成した団体（以下「管理組合」という。）に委託することができる。

(使用料等の減免申請)

第11条 条例第16条に規定する使用料の免除等を受けようとする者は、納期限前に集落排水施設使用料等の減免（徴収猶予）申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。ただし、使用料についてその理由が明らかな場合は、申請によらないで減免することができる。

2 管理者は、前項の届出を受けたときは、すみやかに事由を調査し、適否を決定したときは、集落排水施設使用料等の減免（徴収猶予）決定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(使用料の清算)

第12条 管理者は、使用者が使用料を納付した後において、使用料を追徴し、又は還付しなければならない事由が発生したときは、翌月に徴収する使用料でこれを清算することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

排水設備等計画確認 (変更) 申請書兼承認通知書					
				年 月 日	
東彼杵町長 様		施工業者 住 所 氏 名 ⑩			
次のとおり排水設備等計画確認 (変更) を申請します。					
処 理 区		排水種別	し尿・雑排水	受付年月日	年 月 日
申請区分	排水設備、除害施設、水洗便所、(新設、増設、改造、浄化槽切替)			受付番号	No.
設 置 場 所		持家・借家・公共施設・アパート・事務所・店舗			
建物の所有者住所 東彼杵町 郷		ふりがな 氏 名 ⑩			
建物の使用者住所 東彼杵町 郷		ふりがな 氏 名 ⑩			
設置義務者住所 東彼杵町 郷		ふりがな 氏 名 ⑩			

委 任 状 年 月 日

排水設備の新設、増設その他の工事に伴う届出及び竣工検査に関すること。	委任者	住 所 氏 名 ⑩
	受任者	住 所 氏 名 ⑩

洗浄水の種類	上水道・井戸水・その他			便 器 数			使 用 者 数
排水管及びます設置数	内径(m/m)	内径(m/m)	内径(m/m)	柵	大便器 個	小便器 個	兼用便器 個
	延長 (m)	延長 (m)	延長 (m)		責任技術者氏名：		
工事開始予定	年 月 日			使用目的	1 家庭用 2 事務所用		
工事完成予定	年 月 日				3 その他		

注) 1 様式第 1 号付表を添付すること。

承 認 伺	町 長	課 長	係 長	係	
承認内容					

上記のとおり承認します。 年 月 日

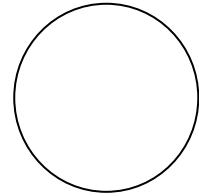
東彼杵町長 ⑩

様式第2号(第7条関係)

排水設備等工事完成届	
年 月 日	
東彼杵町長 様	
設置者 住所 氏 名 ㊟	
次のとおり排水設備等の工事が完成したのでお届けします。	
確認年月日 及び番号	年 月 日 処理区 第 号
設置場所	東彼杵町
排水種別 (○で囲む)	1 し尿及び雑排水 2 し尿のみ 3 雑排水のみ
使用目的 (○で囲む)	1 家庭用 2 事業所用 3 その他
工事完成年月日	年 月 日
現場責任者	㊟
指定業者 住所氏名	㊟

注) 1 様式第1号付表を添付すること。

上下水道使用異動届



東彼杵町長 様

次のとおり届出ます。

<input type="checkbox"/> 所有者	届出日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 使用者	住所			
<input type="checkbox"/> 代理人	氏名	電話番号		

1. 届出の種類	<input type="checkbox"/> 上水道及び下水道	<input type="checkbox"/> 上水道のみ	<input type="checkbox"/> 下水道のみ
2. 届出の内容	<input type="checkbox"/> 使用開始	<input type="checkbox"/> 使用停止	<input type="checkbox"/> 使用廃止
	<input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> その他の変更 ()	
3. 給排水装置の設置場所	東彼杵町 郷 番地		
	方書 (アパート等)		室番号
4. 使用者氏名	フリガナ)		フリガナ)
	新)		旧)
	生年月日: 年 月 日		
	電話番号		
5. 開始・停止 年月日	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時頃		
6. 納付方法	<input type="checkbox"/> 口座 (新規・継続) ※金融機関にてお手続きが必要です。		<input type="checkbox"/> 納付書送付
7. 納付書送付先 (停止の場合は 転出(転居)先)	住所		
	フリガナ)		電話番号
	氏名		
8. 備考			

この使用契約の内容については、東彼杵町水道事業給水条例及び、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に基づきます。

処理欄

メーター番号		検満日		電算入力	
口径	m/m	用途	一般・営業・工場	台帳	
開始指針	m ³		官公署・その他	調定	
最終指針	m ³	下水道区分	公共・農集・漁集	口座	
月末指針	m ³	下水道施設番号		送付先	

様式第 4 号(第 11 条関係)

集落排水施設使用料等の減免（徴収猶予）申請書	
年 月 日	
東彼杵町長	様
	住所 氏名 電話番号
	Ⓜ
次のとおり使用料等の減免（徴収猶予）を受けたいので申請します。	
設 置 場 所	東彼杵町
用 水 区 分	水道水 ・ 地下水等 ・ 水道水地下水等併用
排 除 汚 水 量	m ³
使 用 料 等 の 額	円
減 免 ・ 徴 収 猶 予 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
減 免 ・ 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由	
調査日： 年 月 日	

様式第 5 号(第 11 条関係)

集落排水施設使用料等の減免（徴収猶予）決定通知書

年 月 日

使用者氏名

様

東彼杵町長

㊟

年 月 日付けで申請のあった減免（徴収猶予）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	減免	徴収猶予	不承認
承 認 期 間	年 月 日～	年 月 日	
当 初 決 定 額		円	
減 免 す る 額		円	
差 引 納 付 額		円	
承認しない理由			